

令和7(2025)年2月18日

地域密着型サービス事業所の管理者様
総合事業 通所型サービス事業所の管理者様

柏崎市福祉保健部介護高齢課長

令和7(2025)年度の「サービス提供体制強化加算」の届出における留意点について

「サービス提供体制強化加算」については、国通知（老企第36号ほか）のとおり、原則として、「前年度」（4月1日から翌年2月末日まで）の職員の割合の実績を基に、翌年度の算定の有無が決定されることから、毎年3月に「前年度」の職員の割合を計算し、必要に応じて届出を行わなければなりません。

ついては、令和7(2025)年度の「サービス提供体制強化加算」の算定について、下記事項に留意の上、適切に対応願います。

記

1 職員の割合の確認方法

毎年3月に当該年度の職員の割合を計算・確認する必要があります。

なお、事業所の前年度の運営実績が6月以上あるかどうかで、職員の割合の確認方法が異なります。（前年度の運営実績とは、令和6(2024)年4月1日から令和7(2025)年3月31日までの間をいい、3月の見込みを含みます。）

(1) 令和6(2024)年度に当該加算を算定している場合

事業所の 前年度運営実績	職員の割合 の確認方法	確認の結果		体制届の 提出期限
		算定要件 (職員割合)	体制届の 提出の要否	
6月に満たない 場合(※1)	届出日の属する月の前3 月(※2)の実績により算定 (常勤換算方法により算出した 平均)	下回る →算定不可	<u>提出必要</u>	速やかに
		下回らない →算定可	提出不要	
6月以上の場合 (※1)	前年度実績により算定 (4月から2月までの11か月間 の常勤換算方法により算出し た平均)	下回る →算定不可	<u>提出必要</u>	速やかに
		下回らない →算定可	提出不要	

※1：事業所の前年度運営実績は3月の見込みを含んで6か月あるかどうか確認

※2：令和7(2025)年度については、令和6(2024)年12月、令和7(2025)年1月、2月の
3か月間

(2) 令和7(2025)年4月から新たに当該加算を算定する場合

事業所の 前年度運営実績	職員の割合 の確認方法	確認の結果		体制届の 提出期限
		算定要件 (職員割合)	体制届の 提出の要否	
6月に満たない 場合(※1)	届出日の属する月の前3 月(※2)の実績により算定 (常勤換算方法により算出した 平均)	下回る →算定不可	提出不要	
		下回らない →算定可	提出必要	3月15日(土)
6月以上の場合 (※1)	前年度実績により算定 (4月から2月までの11か月間 の常勤換算方法により算出し た平均)	下回る →算定不可	提出不要	
		下回らない →算定可	提出必要	3月15日(土)

※1：事業所の運営実績は3月の見込みを含んで6か月あるかどうか確認

※2：令和7(2025)年度については、令和6(2024)年12月、令和7(2025)年1月、2月の3か月間

2 その他の留意事項

(1) 新たに加算を算定しようとする場合の注意点について

新規事業所や事業所を開設したばかりで、3月において事業所の運営実績が3か月に満たない事業所等については、事業運営の開始後4か月目以降に届出が可能になります。

(2) 届出日の属する月の前3月により算定する場合の注意点について

届出日の属する月の前3月の職員の割合により当該加算を算定する場合は、届出を行った月以降においても、直近3か月間の職員の割合について、毎月継続的に所定の割合を維持しなければ加算を算定し続けることはできませんので、その割合について毎月記録し、所定の割合を下回った場合は、直ちに体制届の提出が必要となります。

(3) 職員の所定の割合について

当該加算の算定要件である職員の所定の割合については、サービスにより異なりますので、各サービスの当該加算の算定基準を再度確認願います。

(4) 提出方法について

当該加算の新規算定に当たっては、体制等届出書に「別紙14-3、14-4、14-5、14-6(事業所の種類による)」を添付して、厚生労働省「電子申請届出システム」で提出をお願いします。

【電子申請届出システム URL】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

※電子申請届出システムの利用には、GビズIDの取得が必要です。

【GビズID取得について】

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

【提出先・問合せ先】

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号
柏崎市役所 介護高齢課 高齢対策係
TEL：0257-21-2228(直通)